

ですが、この遺族基礎年金、失権はしないものの、父母と同居している場合は支給されませんから同じようなものなのですが。

★年金トピックス～年金基礎知識～その18～

ここでは、「親等」、親族関係の濃淡を図る尺度の数え方をご説明します。
直系の場合、まず自分からスタート→父母で一親等→もひとつ上がって祖父母で二親等。また自分からスタート→子供で一親等→孫で二親等です。
傍系の人の場合、まず **共通の始祖**まで戻ります。
兄弟の場合、まず、自分からスタート→**父母**で一親等→兄弟はその次ですので二親等→おいめいは三親等となります。
おじ、おばの場合。自分からスタート→父母で一親等→**祖父母**で二親等→おじ、おばはそこから下がりますので三親等→いとこは更にもう一段階下がって四親等となります。

ややこしいですね。

~~~~~編集後記~~~~~

暑くて湿度の高い日が続きます。  
思わず冷房を掛けたまま寝てしまって  
夏風邪ざみです。  
皆様も体調管理にはお気をつけになって  
くださいね。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
